

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年2月6日

京都市長 松井孝治

京都市規則第45号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「全て」を「条例第11条第1項に規定する物品小売業者又は条例第12条第1項に規定する飲食店業者の2以上」に、「次号において」を「以下」に、「の床面積の合計」を「が存する場合におけるこれらの店舗等」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 条例第14条第1項に規定する旅館業者等の1の店舗等 1,000平方メートル
第3条第2項中「報告書兼計画書(第3号様式)」を「別に定める様式」に改める。

第5条第1項中「5月31日」を「6月30日」に、「事業用大規模建築物減量計画書(第4号様式)」を「別に定める様式」に改め、同条第2項中「及び従業員の人数その他の事業の状況に関する」を「その他別に定める」に改める。

第6条第2項中「第5号様式」を「第3号様式」に改め、同条第3項中「第6号様式」を「第4号様式」に改める。

第8条第1項中「第7号様式」を「第5号様式」に改める。

第9条中「3,000平方メートル」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる面積」に改め、同条に次の2号を加える。

(1) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第4項第1号に掲げる者又は同項第2号に規定する飲食店業を行う者の2以上の店舗等が存する場合におけるこれらの店舗等 3,000平方メートル

(2) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第4項第2号に規定する食事の提供を伴う事業として政令で定めるものを行う者の1の店舗等 1,000平方メートル

第10条第1項中「特定食品関連事業者減量計画書(第8号様式)」を「別に定める様式」に改め、同条第2項中「条例第26条第1項に規定する店舗等の名称及び所在地を記載した一覧表」を「廃棄物の種類ごとの発生量、処理の方法等の明細その他別に定める事項を記載した書類」に改める。

第13条中「第9号様式」を「第6号様式」に改める。

第15条各号列記以外の部分中「第10号様式」を「第7号様式」に改める。

第16条第1項各号列記以外の部分中「第11号様式」を「第8号様式」に改める。

第17条第1項中「第12号様式」を「第9号様式」に改め、同条第2項中「第13号様式」を「第10号様式」に改める。

第18条中「第14号様式」を「第11号様式」に改める。

第19条中「第15号様式」を「第12号様式」に改める。

第20条中「第16号様式」を「第13号様式」に改める。

第21条第1項中「第17号様式」を「第14号様式」に改める。

第22条第1項中「第18号様式」を「第15号様式」に改める。

第23条中「第19号様式」を「第16号様式」に改める。

第24条第1項中「第20号様式」を「第17号様式」に改める。

第25条第1項中「第21号様式」を「第18号様式」に改める。

第26条第1項中「第22号様式」を「第19号様式」に改める。

第27条第1項中「第23号様式」を「第20号様式」に改める。

第28条第1項中「第24号様式」を「第21号様式」に改め、同条第2項中「第25号様式」を「第22号様式」に改める。

第29条各号列記以外の部分中「第26号様式」を「第23号様式」に改める。

第30条第1項各号列記以外の部分中「第27号様式」を「第24号様式」に改める。

第31条第1項各号列記以外の部分中「第28号様式」を「第25号様式」に改める。

第32条第1項中「第29号様式」を「第26号様式」に改める。

第33条中「第30号様式」を「第27号様式」に改める。

第34条第1項中「第31号様式」を「第28号様式」に改め、同条第3項中「第32号様式」を「第29号様式」に改める。

第43条第1項中「第33号様式」を「第30号様式」に改める。

第45条第1項中「第34号様式」を「第31号様式」に改め、同条第2項中「第35号様式」を「第32号様式」に改める。

第3号様式及び第4号様式を削り、第5号様式を第3号様式とし、第6号様式を第4号様式とし、第7号様式を第5号様式とし、第8号様式を削り、第9号様式を第6号様式とし、第10号様式から第35号様式までを3様式ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間についての京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第17条第1項に規定する報告書並びに同年4月1日から令和9年3月31日までの期間についての同項に規定する計画、同条例第21条第1項に規定する事業用大規模建築物減量計画及び同条例第26条第2項に規定する事業系廃棄物の減量に関する計画の提出に関するこの規則による改正後の京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第3条第2項、第5条第1項及び第10条第1項の規定の適用については、これらの規定中「毎年6月30日」とあるのは、「令和8年8月31日」とする。

(環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課)